

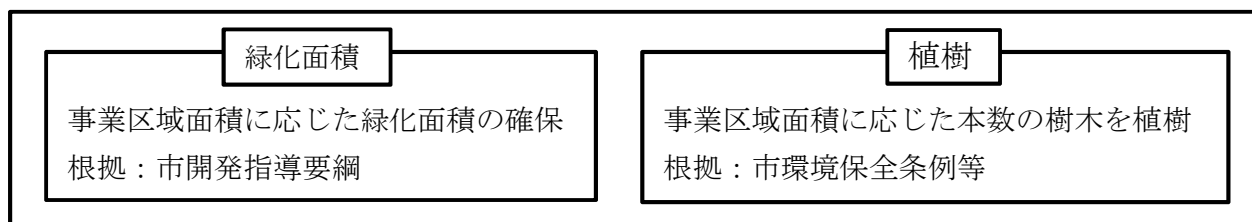
海老名市住みよいまちづくり条例等の制定に伴う 海老名市環境保全条例及び同施行規則の一部改正について

1 改正の背景

現在、市内で行われる開発行為等に係る緑化については、緑化面積の確保を海老名市開発指導要綱、植樹本数を「海老名市環境保全条例」及び「同条例施行規則」（以下、「市環境保全条例等」という）に基づいて指導していますが、別個独立の基準であることから、その指導基準の内容が複雑でわかりづらいところがありました。

このような中、市内の土地利用の多様性が増し、大規模な開発事業をはじめ様々な土地利用が進行している状況や市内各拠点における新たな市街地整備に向けた課題に対応するため、市では「海老名市住みよいまちづくり条例」、「同条例施行規則」及び「同条例開発指導基準」（以下、「まち条例等」という）の制定を進めています。この一元的なまちづくりのルールである、まち条例等に緑化基準を位置付けて、より明確な緑化指導を図るため、上記の基準を統合して、内容を一部改めた新たな緑化基準をまち条例等に定めることとしました。

＜現在の緑化指導基準のイメージ＞



2 改正の考え方

まち条例等の策定に併せて、以下のとおり緑化基準を改めます。

＜現基準とまち条例等による基準（主な部分）の比較＞

現在の基準内容	まち条例等に基づく基準内容
開発面積に応じた緑化面積の確保 （開発指導要綱） ①商業系用途地域：一律 3 % ② <u>それ以外</u> ：面積に応じて 5 %～20 %	開発面積に応じた緑化面積の確保 <u>※一定の場合は数値を定めず積極的な緑化に努める</u> ①市街化区域（商業系用途地域）：一律 3 % ② <u>市街化区域</u> （それ以外の用途地域）：面積に応じて 5 %～20 % ③ <u>市街化調整区域</u> ：面積に応じて 10 %～25 %
<u>開発面積 20 ㎡あたり 1.5m 以上の樹木 及び 1.5m 未満の樹木を 1 本ずつ植樹</u> （市環境保全条例等）	<u>緑化面積 10 ㎡あたり中木を 2 本以上植樹するとともに、緑化 面積が 100 ㎡以上の場合、緑化面積 100 ㎡あたり高木を 1 本以 上植樹</u>
該当基準無し	<u>高木・中木・低木に 1 本当たりの緑化面積を設定</u> <u>高木（10 ㎡）・中木（3 ㎡）・低木（0.25 ㎡）</u>
該当基準無し	<u>地表部での緑化が困難な場合に一定の範囲で認める特殊な緑 化を明確化</u> <u>屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化・太陽光発電施設</u>

なお、まち条例等で新たな緑化基準を定めることで、現在の植樹に関する基準が重複することになるため、市環境保全条例等の関係条項を削除する改正を行います。

また、建築物の建築及び開発行為における電波障害対策に係る規定についても、まち条例等に定められるため、同様の内容を定めている市環境保全条例等の規定が重複することから、これらについて、関係条項を削除する改正を行います。

市環境保全条例等において、改正する条項は以下のとおりです。

海老名市環境保全条例：第 6 条（植樹義務）及び第 25 条（電波障害対策）を削除

同条例施行規則：第 3 条（植樹義務）、第 19 条・第 20 条（電波障害対策）及び関係様式を削除

※削除する条項の詳細は別添新旧対照表をご参照ください。

3 改正に向けたスケジュール

まち条例等の策定と併せて市環境保全条例等を改正する必要があるため、まち条例等の策定スケジュールを踏まえながら、改正手続きを進めていきます。

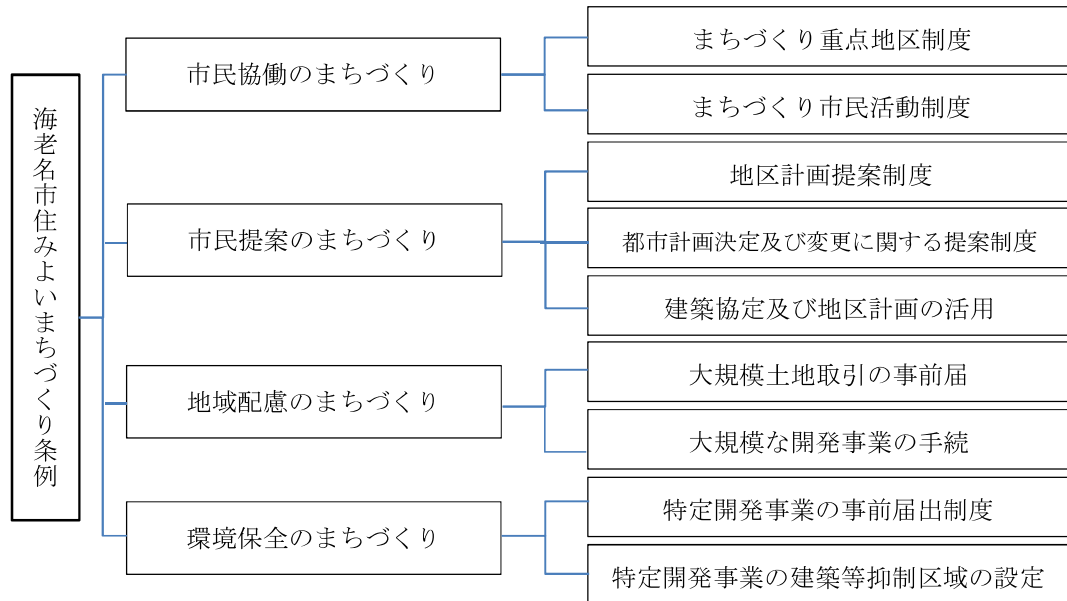
＜参考：まち条例等の施行に向けたスケジュール＞

平成 2 9 年 1 0 月上旬	条例（案）及び同条例施行規則（案）の最終版策定
1 0 月	庁内事務手続き
1 1 月以降	海老名市議会への上程手続きを予定
平成 3 0 年 4 月 1 日まで	条例等の施行を予定

「海老名市住みよいまちづくり条例」の概要

1 条例等の構成

本条例等で定める制度等は、次のように構成しております。



2 市民協働のまちづくり制度

本条例では、まちづくりに向けた新たな市民参加の制度として、主にハード面を目的とした「まちづくり重点地区制度」と、主にソフト面を目的とした「まちづくり市民活動制度」の2制度を定めます。

a. まちづくり重点地区制度

まちづくり重点地区制度は、市民が主体となってまちづくりに取り組む制度と行政が主体となって取り組む2つの制度となります。

この2つの制度を比較すると次表のとおりです。なお、市が主体となっていく場合は、市が策定するまちづくり重点計画を広く市民に周知するとともに、十分な意見聴取を行うこととし、概ね5年以内に計画が実行できない場合は、見直しをするものとします。

	市民が主体（市民発意）	行政が主体（市発意）
認定団体	まちづくり重点地区推進協議会	—
団体要件	・対象地区内の市民 10 名以上により構成されている ・区域が定まっている など	—
面積要件	3,000 ㎡以上	—
地区の要件	・都市マスタープランに位置付けられた各拠点 ・再開発の方針が定められた地域 ・防災対策が必要な地域 など	
(認定)計画	まちづくり重点計画	まちづくり重点計画
計画事項	・市街地整備に関すること ・土地利用に関すること ・建築物、工作物に関すること ・景観、町並みの意匠など ・緑地等の保全などに関すること ・防災、防犯に関すること 他	・市街地整備に関すること ・地区のまちづくりの推進に必要な事項
計画の認定等要件	・地区内の住民等の 1/2 以上の同意 ・不動産所有者の 2/3 以上の同意 ・市の計画と整合している ・5 年を目途に実行可能	—
団体及び計画の認定等	市長が認定、計画については都市計画審議会から意見を聴く	市長が計画を策定

b. まちづくり市民活動制度

まちづくり市民活動制度は、あらかじめ定めた地区及び施設を対象に、市民及び関係者が団体をつくり、まちづくり等に関する自主的活動を支援、推進するための制度で、土地利用などのルールを目的とした「ルール型」、居住環境や自然環境などの環境の維持保全を目的とした「保全型」、そして公の施設管理を目的とした「施設管理型」の3つの制度としております。

	ルール型	保全型	施設管理型
認定団体	ルール型市民活動グループ	保全型市民活動グループ	施設管理型市民活動グループ
団体要件	地区内の 16 歳以上、5 人以上の市民で構成		施設にかかる市民及び周辺に通勤通学している 16 歳以上、5 人以上で構成
面積要件	面積概ね 1,000 m ² 以上		管理対象の施設規模
(認定) 計画	ルール型市民活動計画	保全型市民活動計画	施設管理型市民活動計画
計画事項	・建物を含む土地利用など用途に関する事項 ・建物や垣、塀などを対象に景観に関する事項 ・その他土地利用の用途に必要な事項	・自治活動に関する事項 ・防災、防犯に関する事項 ・緑化に関する事項 ・緑地保全に関する事項 ・居住や環境の保全に関する事項	・施設管理に関する事項 ・施設の活用に関する事項 ・施設の保全に関する事項
計画の認定等要件	・20 歳以上の市民の 1/2 以上の同意 ・不動産所有者の 2/3 以上の同意 ・市の計画との整合	・16 歳以上の市民の 1/2 以上の同意 ・市の計画との整合	・施設管理者の承認 ・施設利用者からの理解
計画の認定	市長が認定		

3 市民提案のまちづくり制度

本条例では、地区計画及び都市計画の決定等に関し、市民等から提案ができる制度を定めます。また、開発事業により整備された良好な住環境を維持保全するため、一定規模以上の住宅地では、原則として建築協定又は地区計画を定めることとします。

a. 地区計画及び都市計画の決定及び変更に関する提案制度

本条例では、地区計画及び都市計画の決定等に関する市民等からの提案制度を定めます。

この制度は、都市計画法の中で市の条例で定めることができるとしているもので、2 つの提案制度を比較すると次表のとおりとなります。なお、提案要件の中の不動産の権利を有している者の 2 / 3 以上の同意は、都市計画法第 21 条の 2 第 3 項第 2 号に基づ

くもので、この同意の考えを前項の「まちづくり重点地区制度」及び「まちづくり市民活動制度」でも用いております。

	地区計画提案制度	都市計画の決定及び変更に関する提案
都市計画法	第 16 条第 3 項	第 21 条の 2 から第 21 条の 5
提案先	市長（都市計画課）	
提案者	・提案地区内の不動産等の権利者 ・まちづくり重点地区推進協議会及びまちづくり市民活動グループ ・まちづくりを推進する市内の N P O 法人、一般社団法人及び一般財団法人 ・29 条の開発許可を得た事業者	
提案要件	・面積 3,000 m²以上の一団の土地 ・都計法などで定められている内容に適合している。 ・まちづくり重点計画及び市民活動計画による場合は、地区の過半が掛っている。 ・不動産の権利を有している者の 2/3 以上の同意	・面積 3,000 m²以上の一団の土地 ・まちづくり重点計画及び市民活動計画による場合は、地区の過半が掛っている。 ・地区内への周知と意見交換が十分に行われている。 ・不動産の権利を有している者の 2/3 以上の同意
提案後	都市計画審議会の意見を聴き、提案内容が妥当と判断される時は、都市計画の手続に入る。	

b. 建築協定及び地区計画の活用

開発事業により新たに整備される住宅地の良好な住環境を維持、保全するために、一定規模以上の開発事業では、原則として建築基準法で規定された建築協定又は都市計画法で規定された地区計画を定めることとします。

なお、建築協定又は地区計画を定める規模は、区域面積 5, 0 0 0 m²以上の住宅地を目的とした開発事業で、事業者は市にその提案をしなければならないものとしております。

4 地域配慮のまちづくり

本条例では、大規模な土地利用等による周辺地域への影響を軽減することを目的に、

大規模な土地取引を行う場合の事前届出制度と、大規模な開発事業を実施する時の周知や手続きについて定めます。

a. 大規模土地取引行為の届出制度

大規模な土地取引では「国土利用計画法」及び「公有地の拡大の推進に関する法律」により届出することが定められておりますが、これらの届出時には既に土地利用計画が決定されているため、市のまちづくりへの影響を考慮し、行政指導等を行うことが難しい状況となっております。

そのため条例では、大規模な土地取引を行う予定の3ヶ月前までに届出をすることとし、その取引で地域への影響が懸念される場合は、必要に応じた行政指導等を行うものとしております。

なお、本条例による届出制度と既存の法令に基づいた届出を比較すると次表のとおりとなります。

項 目	本 条 例	参 考	
		国土利用計画法	公 拡 法
届出対象規模	5,000 ㎡以上	市街化 2,000 ㎡以上 調整区域 5,000 ㎡以上	市街化 5,000 ㎡以上
届 出 時 期	契約予定日 3ヶ月前まで	契約締結日から 2 週間以内	契約予定日の 3 週間前まで
届 出 提 出 者	売主又は購入予定者	権利取得者	土地を譲渡しようとする者
届 出 後 対 応	市のまちづくりに影響が出る恐れがある場合は、必要な助言及び指導を行う。	利用目的が土地の利用に関する計画に適合しない場合利用目的修正等の指導を行う。	買取希望のある地方公共団体等を買取協議団体として決定し買取協議を行う。

b. 大規模な開発事業の手続

現海老名市開発指導要綱では、開発行為及び建築行為を一元的に取扱い、周知範囲については廃棄物処理施設を除き、全て同様な周知を求めておりました。

本条例では、開発事業を土地利用の目的及び規模に応じて区分を分け、それぞれ周辺に与える影響を考慮して周知範囲を定めます。

開発事業の区分と周知範囲は、次表のとおりです。

開発事業区分		適当条件等	適用規模	周知範囲 ^{※1}
特定 開 発 事 業	大規模マンション	工業地域・準工業地域	計画戸数 50 戸以上	50m 以内 ^{※2}
	大規模商業施設	工業地域・準工業地域	大店立地法該当、売り場 1,000 m ² 以上	50m 以内 ^{※2}
	鉄塔類	鉄道、防災施設除く	高さ 10m以上	高さの2倍以内
	廃棄物処理施設	積み替え保管施設を含む	規模を問わない新設、増設等	300m 以内
	遊技場	ぱちんこ屋、ゲームセンター	新築、増築、改築該当、面積要件なし	100m 以内
	ラブホテル	通常のホテルの設備がない	新築、増築、改築該当、面積要件なし	100m 以内
大 規 模 開 発 事 業	大規模建築物	建物用途問わず	延べ面積 1,000 m ² 以上・高さ 10m 以上	50m 以内 ^{※2}
		集客施設	延べ面積 1,000 m ² 以上（駐車場を除く）	50m 以内
	特定用途建築物	深夜営業施設※4	延べ面積 500 m ² 以上	30m 以内
		葬祭場（遺体安置所含む）	延べ面積 500 m ² 以上	30m 以内
		ワンルーム形式共同住宅	20 m ² /戸未満、20 戸以上	30m 以内
	宅地開発事業	専用住宅	区域面積 1,000 m ² 以上	30m 以内
	墓地、ペット霊園等、	ペット火葬場を含む	規模にかかわらず新設又は拡張	110m 以内
	火葬場	ペット火葬場を除く	規模にかかわらず新設するとき	300m 以内
通 常 開 発	29 条許可開発行為		規模にかかわらず	20m 以内 ^{※2}
	開発許可不要建築等		事業区域が 500 m ² 以上	20m 以内 ^{※2}
	中高層建築物		高さ 10m以上	20m 以内 ^{※2}
	調整区域の行為		※3	20m 以内

※1 周知範囲は、事業区域の敷地境界線からの水平距離とする。

※2 建物の高さが 10 m 以上の場合は、当該建物により冬至の真太陽時における午前 9 時から午後 3 時までの間に日陰を生じる範囲についても周知範囲とする。

※3 市街化調整区域の行為は次のとする。

- ・用途を問わず建物を建築する場合、但し農業用倉庫、建物規模（既存に対して 10 % 以内の増築）及び用途の変更がない建替えは除く。
- ・面積 500 m² 以上の駐車場を設置する場合、但し公共工事に伴う仮設駐車場は除く。
- ・面積にかかわらず資材置場を設置する場合、但し公共工事に伴う仮設資材置場は除く。
- ・太陽電池モジュールの設置でモジュール面積の合計が 1,000 m² 以上で一団の場合。
- ・面積 500 m² 以上のグラウンド等（動物のための施設を含む）を設置する場合。
- ・面積 500 m² 以上で単に 30 cm 以上の切土、盛土を行う場合、但し農地造成は除く。

※4 深夜営業とは 営業時間 23 時から翌日の 6 時までにかかる時間帯で営業する場合。

5 環境保全のまちづくり

本条例では、既存の住環境及び景観等に関して、また青少年の健全な成育及び社会教育環境の保全のため、特に周辺に与える影響が大きい開発事業を「特定開発事業」として、開発基本計画書を提出しようとする 3 ヶ月前までに構想届を市長に提出し、必要に応じて市長が指導及び助言をすることとしております。

また、特定開発事業の遊技場及びラブホテルについては、市内全域を対象に「建築等抑制区域」を定めます。

a. 特定開発事業の事前届出制度

良好な居住環境及び景観等のまちづくりに関して、特に周辺に与える影響が大きい開発事業を特定開発事業として構想の段階で市長に届出を行います。

特定開発事業として扱う開発事業は次のとおりです。

なお、提出しなければならない時期は、開発基本計画書を提出しようとする３ヶ月前までとしております。

- ①都市計画用途の工業地域又は準工業地域内の計画戸数５０戸以上の共同住宅
- ②都市計画用途の工業地域又は準工業地域内の大規模小売店舗立地法（平成１０年６月法律第９１号）の対象となる小売店舗
- ③高さ１０ｍ以上の鉄塔類の建設
- ④施設の規模にかかわらず積み替え保管施設を含む産業廃棄物処理施設
- ⑤建物規模にかかわらず遊技場を備えた建築物
- ⑥建物規模にかかわらずラブホテルを目的とした建築物

b. 特定開発事業の建築等抑制区域の設定

特定開発事業の中の遊技場（ぱちんこ屋及びゲームセンターなど）及びラブホテルについては、青少年の健全な育成及び社会教育環境を確保するため市内全域を対象に建築等抑制区域を定めます。

①抑制区域の対象となる行為

- ・遊技場、ラブホテルを目的とした建築物の建築及び増築
- ・遊技場、ラブホテルを目的とした既存建物の用途変更
- ・遊技場、ラブホテルの既存建築物の改築

②建築等抑制区域

- ・商業地域、近隣商業地域以外の市街化区域
（ラブホテルは近隣商業地域も建築等抑制区域とする）
- ・市街化調整区域
- ・次に掲げる施設敷地の周囲１００ｍ以内（ラブホテルは２００ｍ以内）の区域
学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する各種学校
児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する児童福祉施設

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に規定する図書館
社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に規定する公民館
都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に規定する都市公園
医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院及び診療所（病床有り）
文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に指定された重要文化財等
神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 13 号）に指定された重要文化財等
海老名市文化財保護条例（昭和 38 年条例第 18 号）に指定された重要文化財等

6 新たに制定する指導基準等の規程

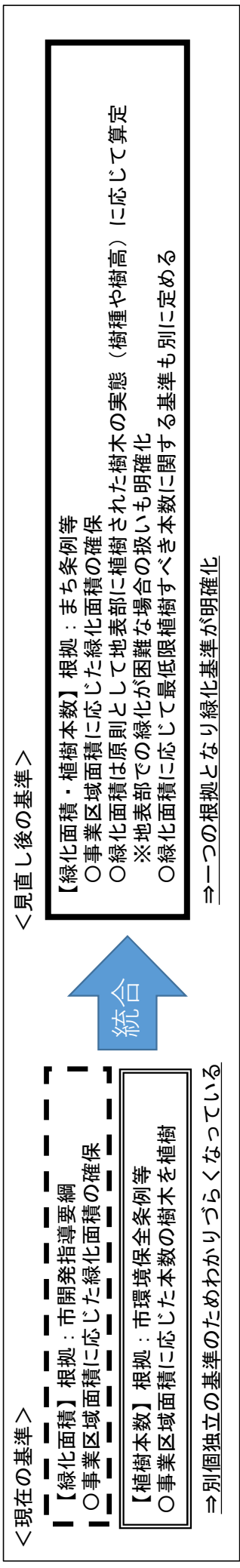
本条例の制定に併せ規定するものは、条例を含め次のとおりです。

- ・海老名市住みよいまちづくり条例
- ・海老名市住みよいまちづくり条例施行規則
- ・海老名市住みよいまちづくり条例開発技術基準

※ なお、上記の開発指導基準は、条例等の制定に併せて順次作成します。また、条例周知用パンフレットも施行までに作成します。

まち条例等の制定に伴う緑化基準の見直しの考え方について

1 緑化基準の位置付けの見直し



3 主な緑化基準の内容の見直しのイメージ

(1) 緑化率

＜現在の基準＞

【市街化区域】
市街地を形成している、計画的に市街化を進めるべき区域

開発面積が同じ場合、原則として同じ緑化率が適用される（面積に応じて5～20%）

緑化面積

＝

緑化面積

⇒市街化区域と市街化調整区域が同じ扱いとなってしまう

【市街化区域】
市街地を形成している、計画的に市街化を進めるべき区域

開発面積が同じ場合、調整区域の緑化率は市街化区域の緑化率から5%上乗せ（面積に応じて10～25%）

緑化面積

<

緑化面積

⇒市街化調整区域における自然環境の保全・創出に資することができる

(2) 植樹本数

＜現在の基準＞

開発面積20㎡当たり1.5m以上の樹木及び1.5m未満の樹木を1本づつ植樹

植樹本数

緑化面積

【緑化率】
開発面積に応じて

原則5～20%

開発面積が増えるほど緑化面積と植樹本数の比率が乖離

大

小

開発面積

⇒緑化面積と植樹本数の割合が変動していないため、緑化面積に即した植樹指導がしづらい

＜見直し後の基準＞

緑化面積10㎡あたり中木を2本以上植樹するとともに、緑化面積が100㎡の場合、緑化面積100㎡あたり高木を1本以上植樹

植樹本数

緑化面積

運動

緑化面積と植樹本数が

大

小

開発面積

⇒緑化面積に応じた適切な植樹の誘導を図ることができる

(3) みなし緑化面積の設定

＜現在の基準＞

植栽樹木の規模や樹種の違いによる緑化への貢献に関する基準が無い

【樹高1.5m未満の樹木】

植栽時1.0m
生育時3.0m

【樹高1.5m以上の樹木】

植栽時3.0m
生育時10.0m

植樹基準上は同じ1本としての取扱い

＜見直し後の基準＞

樹高に応じて高木・中木・低木に区分し、それぞれに1本当たりの「みなし緑化面積」を設定

＝

●

低木 (0.25㎡) ※みなし半径0.3m
生育時5m未満

＝

●

中木 (3.0㎡) ※みなし半径1.0m
植栽時1.5m以上かつ生育時5m以上

＝

●

高木 (10.0㎡) ※みなし半径1.8m
植栽時3m以上かつ生育時10m以上

⇒樹木の規模や樹種に関わらず同様の扱いをしようとしている

(4) 特殊緑化の明確化

＜現在の基準＞

地表部での緑化が困難な場合の扱いに関する基準が無い。

建築物
通路
駐車場

斜線部の緑化だけでは必要な面積を満たせないときがある

⇒地表部での緑化が困難な場合の扱いが不明確なため緑化計画を立てにくくなっている

＜見直し後の基準＞

地表部での緑化が困難な場合に一定の範囲で認める特殊な緑化を明確化し、次のメニューを位置付け
屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化・太陽光発電施設

太陽光発電施設
建築物
壁面緑化
駐車場緑化
屋上緑化
駐車場

⇒事業者の土地利用状況に応じた柔軟な緑化指導を行うことができる

新旧対照表

新		旧
○海老名市環境保全条例		○海老名市環境保全条例
昭和 50 年 3 月 31 日 条例第 12 号 改正 昭和 53 年 9 月 22 日条例第 23 号 ～略～ 平成 17 年 3 月 7 日条例第 5 号		昭和 50 年 3 月 31 日 条例第 12 号 改正 昭和 53 年 9 月 22 日条例第 23 号 ～略～ 平成 17 年 3 月 7 日条例第 5 号
海老名市環境保全条例		海老名市環境保全条例
目次		目次
第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）		第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
第 2 章 自然環境の保全（第 4 条～第 17 条）		第 2 章 自然環境の保全（第 4 条～第 17 条）
第 3 章 生活環境の保全（第 18 条～第 37 条）		第 3 章 生活環境の保全（第 18 条～第 37 条）
第 4 章 削除		第 4 章 削除
第 5 章 補則（第 39 条・第 40 条）		第 5 章 補則（第 39 条・第 40 条）
第 6 章 罰則（第 41 条～第 43 条）		第 6 章 罰則（第 41 条～第 43 条）
附則		附則
第 1 章 総則		第 1 章 総則
（目的）		（目的）
第 1 条 この条例は、めぐまれた自然環境を保護し、市民のより快適な生活環境を確保するため、市長、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにするとともに環境保全に関する施策の基本となる事項を定め、総合的に推進することにより市民の福祉の増進を図ることを目的とする。		第 1 条 この条例は、めぐまれた自然環境を保護し、市民のより快適な生活環境を確保するため、市長、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにするとともに環境保全に関する施策の基本となる事項を定め、総合的に推進することにより市民の福祉の増進を図ることを目的とする。
～略～		～略～

(居住地等の緑化) 第5条 市民は、市の行う緑化推進事業に協力するとともに、自らも居住地等の緑化に努めるものとする。 <u>第6条 削除</u> (公共施設等の緑化) 第7条 道路、河川、公園、学校その他の公共施設の管理者は、その管理に属する土地及び建物の屋上等に樹木、花等を植栽し、その緑化に努めるものとする。 2 前項に規定する土地、建物以外の土地又は建物の所有者又は占有者は、同項に準じてその緑化に努めるものとする。 ～略～ <u>第25条 削除</u> <u>第26条 削除</u>	(居住地等の緑化) 第5条 市民は、市の行う緑化推進事業に協力するとともに、自らも居住地等の緑化に努めるものとする。 <u>(開発行為に伴う植樹義務)</u> <u>第6条 事業者は、開発行為に際し、緑を確保するため、規則で定める基準により、その事業区域内に植樹しなければならない。</u> <u>2 前項に規定する事業区域内に植樹することが困難であると認められる場合の措置については、別に規則で定めるところによる。</u> (公共施設等の緑化) 第7条 道路、河川、公園、学校その他の公共施設の管理者は、その管理に属する土地及び建物の屋上等に樹木、花等を植栽し、その緑化に努めるものとする。 2 前項に規定する土地、建物以外の土地又は建物の所有者又は占有者は、同項に準じてその緑化に努めるものとする。 ～略～ <u>(建築物等に係る電波障害に対する措置)</u> <u>第25条 建築物を建築しようとする者は、当該建築物により電波障害が生じるおそれがある場合には、あらかじめその影響が予想される区域の受信状況を調査する等必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 建築物の建築により電波障害が生じたときは、建築主は、速やかに障害を受けた区域に対し、規則で定めるところにより必要な措置を講じなければならない。</u> <u>3 開発行為を行おうとする者は、当該開発行為に係る事業計画区域周辺の丘陵又は建築物による電波障害を防止するため、あらかじめその事業計画区域内の実情を調査し、電波が良好に受信できるよう必要な措置を講じなければならない。</u> 第26条 削除
--	---

～略～ 附 則 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (昭和50年規則第8号で昭和50年5月30日から施行) ～略～ 附 則 (平成17年3月7日条例第5号) この条例は、平成17年4月1日から施行する。	～略～ 附 則 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (昭和50年規則第8号で昭和50年5月30日から施行) ～略～ 附 則 (平成17年3月7日条例第5号) この条例は、平成17年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この条例は、平成29年〇月〇日から施行する。</u>
---	--

新旧対照表

新旧対照表	
新	旧
○海老名市環境保全条例施行規則	○海老名市環境保全条例施行規則
昭和 50 年 5 月 30 日 規則第 8 号	昭和 50 年 5 月 30 日 規則第 8 号
改正 昭和 53 年 9 月 22 日規則第 20 号 ～略～	改正 昭和 53 年 9 月 22 日規則第 20 号 ～略～
平成 26 年 5 月 29 日規則第 14 号	平成 26 年 5 月 29 日規則第 14 号
海老名市環境保全条例施行規則	海老名市環境保全条例施行規則
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）	第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章 自然環境の保全（第 3 条～第 17 条）	第 2 章 自然環境の保全（第 3 条～第 17 条）
第 3 章 生活環境の保全（第 18 条～第 22 条）	第 3 章 生活環境の保全（第 18 条～第 22 条）
第 4 章 補則（第 23 条）	第 4 章 補則（第 23 条）
附則	附則
第 1 章 総則 （趣旨）	第 1 章 総則 （趣旨）
第 1 条 この規則は、海老名市環境保全条例（昭和 50 年条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （用語の意義）	第 1 条 この規則は、海老名市環境保全条例（昭和 50 年条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （用語の意義）
第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。 第 2 章 自然環境の保全	第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。 第 2 章 自然環境の保全
	<u>（開発行為に伴う植樹義務）</u>
	<u>第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する事業区域内の緑化植樹基準は、事業面積 20 平方メートル当たり高さ 1.5 メートル以上の樹木及び 1.5 メートル未満の樹木それぞれ 1 本以上とする。</u>

	2 事業者は、<u>条例第6条第2項に規定する事業区域内に植樹することが困難であると認められる場合は、市長が指定する場所に植樹するものとする。ただし、これにより難いと市長が認めたときにおける措置については、市長が別に定める。</u> 3 事業者は、<u>開発行為をしようとするときは、あらかじめ植樹計画（変更）書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。植樹計画を変更しようとするときも、同様とする。</u> 4 事業者は、<u>前項により提出した植樹計画に基づき植樹を完了したときは、速やかに植樹完了届（第2号様式）を市長に提出し、植樹の完了検査を受けなければならない。</u> （緩衝緑地の設置基準） 第4条 条例第8条の規定による設置基準は、別表のとおりとする。 2 準工業地域、工業地域及び工業専用地域において条例第8条に規定する工場及び作業場等（以下「工場等」という。）の敷地の周囲が前項に規定する基準に相当する幅員がある他の工場等の敷地、道路又は公有水面に接している場合は、当該接する部分については、条例第8条の規定を適用しない。他の工場等の敷地、道路又は公有水面の幅員が同項の基準に満たないときは、その満たない幅員の緩衝緑地を設置するよう努めるものとする。 3 工場等の設置等によりやむを得ない事情があるときは、第1項の緩衝緑地に代えて倉庫（危険物を貯蔵しないものに限る。）又は厚生施設等の建造物を設置することができる。 （保全区域及び保存樹木等の指定基準） 第5条 条例第9条第1項の規定による保全区域又は保存樹木等の指定基準は、次のとおりとする。 (1) 保全区域は、その区域に属する樹木が健全で当該樹木の区域の面積が500平方メートル以上であること。 (2) 保存樹木等は、おおむね次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容
	（緩衝緑地の設置基準） 第3条 条例第8条の規定による設置基準は、別表のとおりとする。 2 準工業地域、工業地域及び工業専用地域において条例第8条に規定する工場及び作業場等（以下「工場等」という。）の敷地の周囲が前項に規定する基準に相当する幅員がある他の工場等の敷地、道路又は公有水面に接している場合は、当該接する部分については、条例第8条の規定を適用しない。他の工場等の敷地、道路又は公有水面の幅員が同項の基準に満たないときは、その満たない幅員の緩衝緑地を設置するよう努めるものとする。 3 工場等の設置等によりやむを得ない事情があるときは、第1項の緩衝緑地に代えて倉庫（危険物を貯蔵しないものに限る。）又は厚生施設等の建造物を設置することができる。 （保全区域及び保存樹木等の指定基準） 第4条 条例第9条第1項の規定による保全区域又は保存樹木等の指定基準は、次のとおりとする。 (1) 保全区域は、その区域に属する樹木が健全で当該樹木の区域の面積が500平方メートル以上であること。 (2) 保存樹木等は、おおむね次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容

が美観上すぐれていること。 ア 地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上の樹木であること。 イ 高さが3メートル以上の株立ちした樹木であること。 ウ 地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.0メートル以上の樹木（第13条第2項において「基準樹木」という。）10本以上を含む並木（樹木が公道等に一定の間隔で配され、かつ、各樹木の高さがほぼ均一であるものをいう。）であること。 2 市長は、前項に規定する指定基準に該当しない樹林又は樹木等で、歴史的若しくは学術的に価値があると認めたもの又は美観風致を維持し、良好な生活環境を確保するため特に必要があると認めたとものを保全区域又は保存樹木等として指定することができる。 （保全区域及び保存樹木等の指定期間） 第5条 保全区域及び保存樹木等の指定期間は、5年とする。 2 市長は、必要に応じ指定期間の更新をすることができる。 （保全区域及び保存樹木等の指定の同意） 第6条 条例第9条第1項に規定する所有者等の同意は、自然緑地保全区域等指定承諾書（第1号様式）によるものとする。 （保全区域及び保存樹木等の指定の通知） 第7条 市長は、条例第9条第1項に規定する指定をしたときは、自然緑地保全区域等指定通知書（第2号様式）により所有者等に通知するものとする。 （保全区域及び保存樹木等の登録） 第8条 条例第9条第1項の規定により保全区域又は保存樹木等を指定した場合は、自然緑地保全区域等登録台帳（第3号様式）に登録するものとする。 （標識の設置） 第9条 条例第9条第4項に規定する保全区域の標識は、自然緑地保全区域指定標識（第4号様式）とし、保存樹木等の標識は、自然緑地保存樹木等指定	が美観上すぐれていること。 ア 地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上の樹木であること。 イ 高さが3メートル以上の株立ちした樹木であること。 ウ 地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.0メートル以上の樹木（第13条第2項において「基準樹木」という。）10本以上を含む並木（樹木が公道等に一定の間隔で配され、かつ、各樹木の高さがほぼ均一であるものをいう。）であること。 2 市長は、前項に規定する指定基準に該当しない樹林又は樹木等で、歴史的若しくは学術的に価値があると認めたもの又は美観風致を維持し、良好な生活環境を確保するため特に必要があると認めたとものを保全区域又は保存樹木等として指定することができる。 （保全区域及び保存樹木等の指定期間） 第5条 保全区域及び保存樹木等の指定期間は、5年とする。 2 市長は、必要に応じ指定期間の更新をすることができる。 （保全区域及び保存樹木等の指定の同意） 第6条 条例第9条第1項に規定する所有者等の同意は、自然緑地保全区域等指定承諾書（第1号様式）によるものとする。 （保全区域及び保存樹木等の指定の通知） 第7条 市長は、条例第9条第1項に規定する指定をしたときは、自然緑地保全区域等指定通知書（第2号様式）により所有者等に通知するものとする。 （保全区域及び保存樹木等の登録） 第8条 条例第9条第1項の規定により保全区域又は保存樹木等を指定した場合は、自然緑地保全区域等登録台帳（第3号様式）に登録するものとする。 （標識の設置） 第9条 条例第9条第4項に規定する保全区域の標識は、自然緑地保全区域指定標識（第4号様式）とし、保存樹木等の標識は、自然緑地保存樹木等指定
が美観上すぐれていること。 ア 地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上の樹木であること。 イ 高さが3メートル以上の株立ちした樹木であること。 ウ 地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.0メートル以上の樹木（第13条第2項において「基準樹木」という。）10本以上を含む並木（樹木が公道等に一定の間隔で配され、かつ、各樹木の高さがほぼ均一であるものをいう。）であること。 2 市長は、前項に規定する指定基準に該当しない樹林又は樹木等で、歴史的若しくは学術的に価値があると認めたもの又は美観風致を維持し、良好な生活環境を確保するため特に必要があると認めたとものを保全区域又は保存樹木等として指定することができる。 （保全区域及び保存樹木等の指定期間） 第6条 保全区域及び保存樹木等の指定期間は、5年とする。 2 市長は、必要に応じ指定期間の更新をすることができる。 （保全区域及び保存樹木等の指定の同意） 第7条 条例第9条第1項に規定する所有者等の同意は、自然緑地保全区域等指定承諾書（第3号様式）によるものとする。 （保全区域及び保存樹木等の指定の通知） 第8条 市長は、条例第9条第1項に規定する指定をしたときは、自然緑地保全区域等指定通知書（第4号様式）により所有者等に通知するものとする。 （保全区域及び保存樹木等の登録） 第9条 条例第9条第1項の規定により保全区域又は保存樹木等を指定した場合は、自然緑地保全区域等登録台帳（第5号様式）に登録するものとする。 （標識の設置） 第10条 条例第9条第4項に規定する保全区域の標識は、自然緑地保全区域指定標識（第6号様式）とし、保存樹木等の標識は、自然緑地保存樹木等指	が美観上すぐれていること。 ア 地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上の樹木であること。 イ 高さが3メートル以上の株立ちした樹木であること。 ウ 地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.0メートル以上の樹木（第13条第2項において「基準樹木」という。）10本以上を含む並木（樹木が公道等に一定の間隔で配され、かつ、各樹木の高さがほぼ均一であるものをいう。）であること。 2 市長は、前項に規定する指定基準に該当しない樹林又は樹木等で、歴史的若しくは学術的に価値があると認めたもの又は美観風致を維持し、良好な生活環境を確保するため特に必要があると認めたとものを保全区域又は保存樹木等として指定することができる。 （保全区域及び保存樹木等の指定期間） 第5条 保全区域及び保存樹木等の指定期間は、5年とする。 2 市長は、必要に応じ指定期間の更新をすることができる。 （保全区域及び保存樹木等の指定の同意） 第6条 条例第9条第1項に規定する所有者等の同意は、自然緑地保全区域等指定承諾書（第1号様式）によるものとする。 （保全区域及び保存樹木等の指定の通知） 第7条 市長は、条例第9条第1項に規定する指定をしたときは、自然緑地保全区域等指定通知書（第2号様式）により所有者等に通知するものとする。 （保全区域及び保存樹木等の登録） 第8条 条例第9条第1項の規定により保全区域又は保存樹木等を指定した場合は、自然緑地保全区域等登録台帳（第3号様式）に登録するものとする。 （標識の設置） 第9条 条例第9条第4項に規定する保全区域の標識は、自然緑地保全区域指定標識（第4号様式）とし、保存樹木等の標識は、自然緑地保存樹木等指定

標識 (第5号様式) によるものとする。 (保全区域内における行為の届出) 第10条 条例第11条第1項に規定する届出は、当該行為に着手する日の30日前までに自然緑地保全区域内行為届 (第6号様式) により行うものとする。 (所有者等の届出) 第11条 条例第13条第1号及び第2号に規定する届出は、自然緑地保全区域等所有者等届 (第7号様式) によるものとする。 (奨励金の交付) 第12条 市長は、条例第14条に規定する助成として、次に掲げる奨励金を交付するものとする。 (1) 保全区域の場合 自然緑地保全区域奨励金 (2) 保存樹木等の場合 自然緑地保存樹木等奨励金 2 自然緑地保全区域奨励金及び自然緑地保存樹木等奨励金（以下「奨励金」という。）の額は、次のとおりとする。 (1) 自然緑地保全区域奨励金 当該区域の土地に係る毎年度における固定資産税及び都市計画税に相当する額に、土地の面積 100 平方メートル（100 平方メートル未満の端数のあるときは、100 平方メートルとして計算する。）につき 1,000 円を加算した額とする。 (2) 自然緑地保存樹木等奨励金 当該樹木 1 本につき 4,000 円とする。 だし、並木については、基準樹木 1 本につき 1,000 円とする。 3 前項の規定にかかわらず年度途中において指定を受けた場合で、当該年度における指定の期間が6月に満たないときは、前項の規定による奨励金の2分の1の額とする。 4 条例第13条第1号に規定する届出があった場合における奨励金の交付方法は、別に定める。 (奨励金の交付を受けることができない所有者等)	
定標識 (第7号様式) によるものとする。 (保全区域内における行為の届出) 第11条 条例第11条第1項に規定する届出は、当該行為に着手する日の30日前までに自然緑地保全区域内行為届 (第8号様式) により行うものとする。 (所有者等の届出) 第12条 条例第13条第1号及び第2号に規定する届出は、自然緑地保全区域等所有者等届 (第9号様式) によるものとする。 (奨励金の交付) 第13条 市長は、条例第14条に規定する助成として、次に掲げる奨励金を交付するものとする。 (1) 保全区域の場合 自然緑地保全区域奨励金 (2) 保存樹木等の場合 自然緑地保存樹木等奨励金 2 自然緑地保全区域奨励金及び自然緑地保存樹木等奨励金（以下「奨励金」という。）の額は、次のとおりとする。 (1) 自然緑地保全区域奨励金 当該区域の土地に係る毎年度における固定資産税及び都市計画税に相当する額に、土地の面積 100 平方メートル（100 平方メートル未満の端数のあるときは、100 平方メートルとして計算する。）につき 1,000 円を加算した額とする。 (2) 自然緑地保存樹木等奨励金 当該樹木 1 本につき 4,000 円とする。 だし、並木については、基準樹木 1 本につき 1,000 円とする。 3 前項の規定にかかわらず年度途中において指定を受けた場合で、当該年度における指定の期間が6月に満たないときは、前項の規定による奨励金の2分の1の額とする。 4 条例第13条第1号に規定する届出があった場合における奨励金の交付方法は、別に定める。 (奨励金の交付を受けることができない所有者等)	

第13条の2 前条第1項の規定にかかわらず、市税を滞納している所有者等又は海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当する所有者等は、奨励金の交付を受けることができない。 （奨励金の申請手続） 第14条 奨励金の交付を受けようとする所有者等は、自然緑地保全区域等奨励金交付申請書（第10号様式）を市長に提出するものとする。 （奨励金の交付決定） 第15条 市長は、前条に規定する奨励金の交付申請があったときは、内容を審査し、交付の適否を決定し、自然緑地保全区域等奨励金交付決定通知書（第11号様式）により所有者等に通知するものとする。 （指定の変更又は解除） 第16条 市長は、条例第17条第1項及び第2項に規定する指定の変更又は解除をしたときは、自然緑地保全区域等指定変更・解除通知書（第12号様式）により所有者等に通知するものとする。 （奨励金の返還） 第17条 市長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。 （1） 偽りその他の不正な手段によって奨励金の交付を受けたとき。 （2） 条例第12条に規定する市長の勧告に従わなかったとき。 （3） 条例第17条第1項に規定する指定の変更又は解除をしたとき。 （4） 第13条の2に規定する所有者等に該当したとき。 第3章 生活環境の保全 （学校等の周辺における建築の協議） 第18条 条例第23条の規定による協議は、学校等周辺への特殊建築物建設計画書（第13号様式）に、営業の種別、建物の用途、構造及び配置並びに	第13条 前条第1項の規定にかかわらず、市税を滞納している所有者等又は海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当する所有者等は、奨励金の交付を受けることができない。 （奨励金の申請手続） 第14条 奨励金の交付を受けようとする所有者等は、自然緑地保全区域等奨励金交付申請書（第8号様式）を市長に提出するものとする。 （奨励金の交付決定） 第15条 市長は、前条に規定する奨励金の交付申請があったときは、内容を審査し、交付の適否を決定し、自然緑地保全区域等奨励金交付決定通知書（第9号様式）により所有者等に通知するものとする。 （指定の変更又は解除） 第16条 市長は、条例第17条第1項及び第2項に規定する指定の変更又は解除をしたときは、自然緑地保全区域等指定変更・解除通知書（第10号様式）により所有者等に通知するものとする。 （奨励金の返還） 第17条 市長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。 （1） 偽りその他の不正な手段によって奨励金の交付を受けたとき。 （2） 条例第12条に規定する市長の勧告に従わなかったとき。 （3） 条例第17条第1項に規定する指定の変更又は解除をしたとき。 （4） 第13条の2に規定する所有者等に該当したとき。 第3章 生活環境の保全 （学校等の周辺における建築の協議） 第18条 条例第23条の規定による協議は、学校等周辺への特殊建築物建設計画書（第11号様式）に、営業の種別、建物の用途、構造及び配置並びに
--	--

道路状況等を明らかにした図面を添えて行うものとする。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (地下水の取水の届出) 第19条 条例第 27 条第 1 項の規定による規則で定める事項は、次に掲げるものとし、当該事項の届出は、地下水取水施設を設置しようとする日の 30 日前までに地下水取水届 (第 12 号様式) に関係図書を添えて行うものとする。 (1) 地下水取水施設設置場所 (2) 使用目的及び取水量 (3) 施設の設備能力 2 前項の規定は、届け出た事項を変更しようとするものについて準用する。 (地下水枯渇等の措置) 第20条 条例第 29 条第 1 項に規定する必要な措置は、次に掲げるものとする。 (1) 市長の指示するボーリング調査 (2) 地下水の使用に影響を及ぼすおそれのある区域の住民との協議 2 条例第 29 条第 2 項に規定する必要な措置は、上水道若しくはかんがい用水の確保又はこれに代わるべき措置とする。 第 4 章 補則	
--	--

道路状況等を明らかにした図面を添えて行うものとする。 (電波障害に対する措置) 第19条 条例第 25 条第 1 項に規定する電波受信状況の調査は、電波障害を調査する公共的機関で行うものによらなければならない。 2 条例第 25 条第 2 項の規定による必要な措置とは、共同受信設備の設置その他正常な電波を受信するための措置をいう。この場合において建築主は、障害を受けた住民と協議するものとする。 (開発行為に係る電波障害に対する措置) 第20条 条例第 26 条に規定する必要な措置は、電波障害を生ずるおそれのある区域における正常な電波を受信するための設備の設置等とする。 (地下水の取水の届出) 第21条 条例第 27 条第 1 項の規定による規則で定める事項は、次に掲げるものとし、当該事項の届出は、地下水取水施設を設置しようとする日の 30 日前までに地下水取水届 (第 14 号様式) に関係図書を添えて行うものとする。 (1) 地下水取水施設設置場所 (2) 使用目的及び取水量 (3) 施設の設備能力 2 前項の規定は、届け出た事項を変更しようとするものについて準用する。 (地下水枯渇等の措置) 第22条 条例第 29 条第 1 項に規定する必要な措置は、次に掲げるものとする。 (1) 市長の指示するボーリング調査 (2) 地下水の使用に影響を及ぼすおそれのある区域の住民との協議 2 条例第 29 条第 2 項に規定する必要な措置は、上水道若しくはかんがい用水の確保又はこれに代わるべき措置とする。 第 4 章 補則	第19条 条例第 25 条第 1 項に規定する電波受信状況の調査は、電波障害を調査する公共的機関で行うものによらなければならない。 2 条例第 25 条第 2 項の規定による必要な措置とは、共同受信設備の設置その他正常な電波を受信するための措置をいう。この場合において建築主は、障害を受けた住民と協議するものとする。 (開発行為に係る電波障害に対する措置) 第20条 条例第 26 条に規定する必要な措置は、電波障害を生ずるおそれのある区域における正常な電波を受信するための設備の設置等とする。 (地下水の取水の届出) 第21条 条例第 27 条第 1 項の規定による規則で定める事項は、次に掲げるものとし、当該事項の届出は、地下水取水施設を設置しようとする日の 30 日前までに地下水取水届 (第 14 号様式) に関係図書を添えて行うものとする。 (1) 地下水取水施設設置場所 (2) 使用目的及び取水量 (3) 施設の設備能力 2 前項の規定は、届け出た事項を変更しようとするものについて準用する。 (地下水枯渇等の措置) 第22条 条例第 29 条第 1 項に規定する必要な措置は、次に掲げるものとする。 (1) 市長の指示するボーリング調査 (2) 地下水の使用に影響を及ぼすおそれのある区域の住民との協議 2 条例第 29 条第 2 項に規定する必要な措置は、上水道若しくはかんがい用水の確保又はこれに代わるべき措置とする。 第 4 章 補則
---	--

(身分証明書) 第21条 条例第39条第2項に規定する身分証明書は、第13号様式とする。 附 則 1 この規則は、昭和50年5月30日から施行する。 ～略～ 附 則（平成26年5月29日規則第14号） この規則は、平成26年6月1日から施行する。 (施行期日) 1 この規則は、<u>平成29年〇月〇日から施行する。</u> (経過措置) ※ <u>経過措置については、まちづくり条例施行規則の制定に伴い、改正前の規則に基づいてなされた行為を、改正後の規則の下でどのように取り扱うか関係課と調整を行い規定します。</u>	(身分証明書) 第23条 条例第39条第2項に規定する身分証明書は、第15号様式とする。 附 則 1 この規則は、昭和50年5月30日から施行する。 ～略～ 附 則（平成26年5月29日規則第14号） この規則は、平成26年6月1日から施行する。
---	--

別表（第3条関係）

用 途 地 域	緩 衝 緑 地 設 置 基 準	緩 衝 緑 地	地
第1種住居専用地域	幅員10メートル以上		
第2種住居専用地域	幅員10メートル以上		
住居地域	幅員10メートル以上		
近隣商業地域	幅員7メートル以上		
商業地域	幅員7メートル以上		
準工業地域	幅員7メートル以上		
工業地域	幅員5メートル以上		
工業専用地域	幅員5メートル以上		

別表（第4条関係）

用 途 地 域	緩 衝 緑 地 設 置 基 準	緩 衝 緑 地	地
第1種住居専用地域	幅員10メートル以上		
第2種住居専用地域	幅員10メートル以上		
住居地域	幅員10メートル以上		
近隣商業地域	幅員7メートル以上		
商業地域	幅員7メートル以上		
準工業地域	幅員7メートル以上		
工業地域	幅員5メートル以上		
工業専用地域	幅員5メートル以上		

「家庭ごみ減量化策（戸別収集、有料化含む）について」

中間答申（案）概要

1 有料化

さらなる減量化推進には、市民の意識改革が必要。

持続性のある減量化策として有料化は有効である。

（１）有料化の対象	「可燃ごみ」「不燃ごみ」⇒有料 「資源物」⇒無料
（２）減免対象	他市並みの措置が望ましい。 減免対象者・・・「低所得世帯」「社会的弱者」等 減免対象品目・・・「おむつ」「ボランティアごみ」等
（３）手数料徴収方法	「指定ごみ袋」による
（４）手数料の設定	排出抑制と減量効果が期待できる料金水準が望ましい。 他市並みの手数料水準（1.6～2.0 円/ℓ）が望ましい。
（５）ごみ袋の種類	品目毎の種類と複数のサイズが必要。 製造コストや販売方法等は要検討。
（６）ごみ袋の販売方法	市民が容易に購入でき（取扱店を多くする）、欠品を生じさせない必要あり。
（７）手数料収入の用途	特定財源とし清掃関係事業に使うことが望ましい。

2 戸別収集

減量効果を高め、市民サービスの向上につながる戸別収集は有効な施策である

（１）戸別収集	ごみの分別と減量化を高める相乗効果が期待できる。 対象品目や実施時期については、コスト面も踏まえ検討。
---------	--

3 その他

減量を促進するための分別品目の拡大

新たな取組みによる雇用機会の創出

（１）分別品目の拡大	可燃ごみの剪定枝は緑化推進の観点からも資源化を図ることが望ましい。
（２）雇用機会の創出	高齢者や障がい者の雇用の可能性について検討の余地あり。

家庭系ごみ専門部会実施日程

第1回	平成29年5月31日(水)	13:00～	議員全員協議会室
第2回	平成29年6月22日(木)	13:30～	706 会議室
第3回	平成29年7月13日(木)	13:30～	第3委員会室
第4回	平成29年8月8日(火)	13:30～	704 会議室
第5回	平成29年8月29日(火)	13:30～	707 会議室

(案)

家庭系ごみの減量化策（戸別収集、有料化含む）について

中間答申（報告）

平成２９年９月２８日

海老名市環境審議会家庭系ごみ専門部会

—目次—

はじめに

1	海老名市清掃行政の歩み	1
2	海老名市のごみ処理の現状と課題	2
	（1）海老名市の焼却量の推移	
	（2）家庭ごみ処理の現状と課題	
	（3）ごみ減量化の必要性	
3	家庭ごみ減量化策としての有料化の有効性と課題	4
	（1）全国のごみ有料化の実施状況	
	（2）家庭ごみ減量化策の手法としての有料化の有効性	
	（3）有料化実施自治体の減量効果	
	（4）有料化の分別促進・排出抑制効果	
4	家庭ごみ有料化の仕組み	7
	（1）有料化の対象	
	（2）減免対象の範囲	
	（3）手数料の料金体系	
	（4）手数料徴収方法	
	（5）手数料の設定	
	（6）指定ごみ袋の種類と販売方法	
	（7）手数料収入の使途	
5	家庭ごみ減量化・資源化のための併用策	9
	（1）ごみ減量効果を高める戸別収集の検討	
	（2）剪定枝の資源化	
	（3）雇用機会の創出	
6	新たな減量化策導入にあたっての留意事項	10

はじめに

平成15年3月、循環型社会形成推進基本法に基づく国の循環型社会形成推進基本計画において、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを進めるための方針が示されました。これを受けて、高座清掃施設組合及び構成三市（海老名市・座間市・綾瀬市）で策定している一般廃棄物処理基本計画において、計画目標年度（平成39年度）までに三市のごみ量を平成12年度比30%削減と定め、目標達成に向けたごみの減量化策、資源化策を図ってまいりました。

しかしながら、平成26年度以降ごみ量は三市ともに横ばいまたは増加傾向に転じ、海老名市では資源化率も低下傾向が続いており、更なるごみの減量化・資源化を各市において早急に進めることが喫緊の課題になっています。

また、平成17年5月に廃棄物処理法の規定に基づく「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」が改正され、市町村の役割として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが記載され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されております。

そのような中、すでに全国の6割を超える自治体で、家庭ごみの有料化を実施しており、その減量効果も実証されていることから、さらなる減量化、資源化を推進するため、ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保する観点からも家庭ごみの有料化も含めた検討が必要となりました。

海老名市環境審議会は平成29年5月31日に海老名市長から「ごみの減量化策（戸別収集・有料化含む）について」の諮問を受けた後、このような経緯を踏まえながら、慎重に審議を行った結果、ここに中間答申するものです。

1 海老名市清掃行政の歩み

年度	ごみ関係	その他事業関係	人口	ごみ量 (トン/年)
昭和30年	町民が防空壕をごみ捨て場として利用し問題となる		16,535	
昭和38年	高座三町清掃処理組合設立（一部事務組合）	海老名町清掃条例制定		
昭和39年	ごみ収集の申込制開始（保健衛生課）	高座三町清掃処理場が海老名町本郷に決定		
昭和40年	ごみ収集開始。週2回ポリバケツ収集		28,915	
昭和42年	ごみ焼却炉が完成 ごみ申込制から、ごみ停留所制に変更			
昭和45年	ポリバケツ収集廃止し、紙袋収集に変更 紙袋を町内のタバコ屋で販売 ビニール製ごみ袋使用禁止		44,492	
昭和46年	第2次ごみ焼却炉が完成（200t炉）	市制施行		
昭和49年	粗大ごみ処理施設完成			
昭和50年	良質のごみ袋販売開始		59,783	
昭和51年	廃びん(酒店)の資源再利用			12,041
昭和54年		美化センター開所		
昭和55年			77,498	17,842
昭和56年	粗大ごみ戸別有料収集開始			
昭和59年	使用済み乾電池分別収集開始			
昭和60年			93,159	23,431
昭和61年	夏季期間の可燃ごみ週3回収集試行			
昭和62年	可燃ごみ週3回収集開始 粗大ごみ美化センター自己搬入無料化実施			
平成2年			105,822	34,043
平成3年	「缶、紙、布、びん」月1回収集開始（委託）			
平成4年	分別品目を「缶・びん」、「紙・布」、「燃やせないごみ」にし、月4回収集へ			
平成5年	生ごみ処理容器設置費補助事業開始			
平成6年	牛乳パックの分別収集開始	適正処理困難物の指定		
平成7年			113,430	33,713
平成9年	透明・半透明ごみ袋の導入			
平成10年	ペットボトルの分別収集開始			
平成12年	ミックスペーパーの分別収集開始		117,519	34,237
平成13年	粗大ごみ手数料料金改定 容器包装プラスチック・食品トレー・廃食油の分別収集開始	資源化センター、リサイクルプラザ供用開始		
平成14年		高座清掃施設組合搬入手数料改定 (18円/kg⇒21円/kg)		
平成17年	「燃やせるごみ」を週2回収集へ 現在の分別品目による収集体制へ		123,764	30,878
平成22年	生ごみ処理容器設置費補助額引き上げ (電動式)	高座清掃施設組合搬入手数料改定 (21円/kg⇒25円/kg)	127,707	28,324
平成26年	生ごみ処理容器設置費補助額引き上げ (非電動式)			
平成27年			130,190	28,978

ごみ問題は、人口の増加、社会情勢の変化などにも大きく左右され、時代とともにその形を変え、その都度市民のご協力のもと対策を講じてまいりました。

2 海老名市のごみ処理の現状と課題

(1) 海老名市の焼却量の推移

高座清掃施設組合及び構成三市（海老名市・座間市・綾瀬市）で策定している一般廃棄物処理基本計画の中で、海老名市では平成39年度までに家庭系ごみと事業系ごみの焼却量の総量について平成12年度の焼却量 32,980 トンに対し、約26%減の年間 24,427 トンを目標値としています。

図1のとおり、まちづくりの進展に伴う人口増加等の影響により、排出されるごみの量は年々目標値との乖離が大きくなってきており、平成27年度の数値で年度の目標値から1,635 トン乖離しており、現状のままで推移していった場合、平成31年度には目標値を4,021 トン上回りさらに乖離していくことが想定されます。



(2) 家庭ごみ処理の現状と課題

	減量施策	導入時期
①	廃びん(酒店)の資源再利用	S51
②	粗大ごみ戸別有料収集開始	S56
③	使用済み乾電池分別収集開始	S59
④	粗大ごみ自己搬入開始(手数料無料)	S62
⑤	「缶・紙・布・びん」を月1回収集開始	H3
⑥	生ごみ処理機設置費補助事業開始	H5
⑦	牛乳パック分別収集開始	H6
⑧	透明・半透明ごみ袋導入	H9
⑨	ペットボトル分別収集開始	H10
⑩	ミックスペーパー分別収集開始	H12
⑪	容器包装プラスチック・廃食油・食品トレー分別収集開始	H13
⑫	燃やせるごみの収集を週3回から週2回へ	H17
⑬	電動式生ごみ処理機補助額の引き上げ	H22
⑭	非電動生ごみ処理機補助額の引き上げ	H26
⑮	ミックスペーパー品目拡大	H28
⑯	木製家具のRPF化	H28
⑰	布団のRPF化	H28
⑱	分別品目検索システムの導入	H29

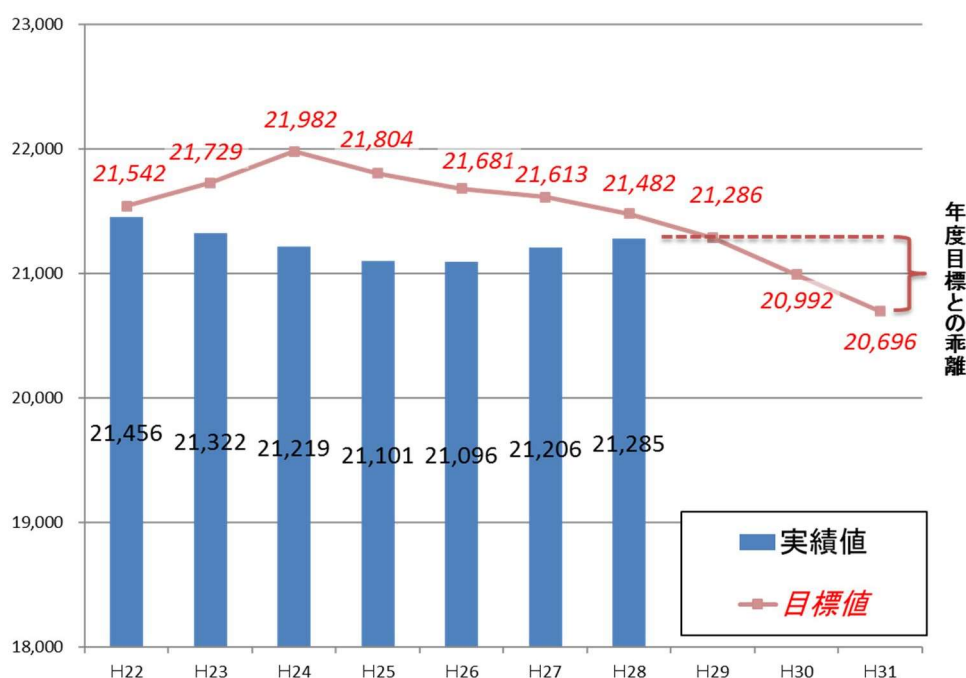
これまで、ごみの減量化を促進するため上記の表のように様々なごみ減量化策を講じてきました。

その結果、家庭ごみ排出量は平成28年度目標値に対し197 t 下回りごみ減量化策の効果が出ています。

しかし現状のまま推移した場合、図2のとおり平成31年度には目標値に対し589 t 上回り、今後も人口増が予想される海老名市では、これまで以上に踏み込んだ減量化策が必要となります。

家庭ごみ排出量の増加を抑制し、焼却量を目標値に減少させるためにはさらなるごみ減量化策が求められています。

図2 海老名市の家庭ごみ排出量



(3) ごみ減量化の必要性

(ア) 環境負荷の軽減

環境負荷の軽減には循環型社会を構築する必要があるため、ごみの減量化、資源化を推進しなければなりません。

(イ) 焼却施設の負担軽減

ごみ処理は、継続的に安定した処理を維持する必要があることから、焼却量をできるだけ減らす必要があります。

(ウ) 財政負担の削減

ごみの処理には多額の税金が使われています。ごみを減量し財政負担を削減す

ることで、他の市民サービスの拡充が図られます。

(エ) 地元負担への配慮

三市（海老名市・座間市・綾瀬市）のごみ処理施設「高座清掃施設組合」は海老名市本郷にあります。

ごみ量は施設への搬入量や焼却量にも直結し、地元住民へ大きな負担を与えています。

地元住民の理解が得られ、三市のごみ処理ができていることから、ごみの減量努力は排出者の責務であると考えます。

(オ) 次世代負担の軽減

このまま何も対策を講じなければ、将来にわたりごみ量が削減されることは難しい状況にあります。

課題を先送りすることは、次世代へ負担を負わせることにもなり、将来を見据えたうえで、今からできることを検討し実行するべきと考えます。

上記のような理由から、ごみの減量化を図ることは海老名市にとって必要なことであり、喫緊の課題となっています。

しかも持続性のある対策が必要となります。

3 家庭ごみ減量化策としての有料化の有効性と課題

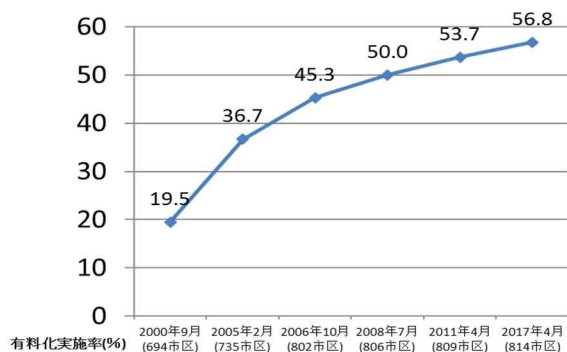
(1) 全国のごみ有料化の実施状況

家庭ごみ処理有料化は、東京都多摩地域をはじめ、県内市では藤沢市、大和市、逗子市、鎌倉市の四市で導入されています。東洋大学山谷修作教授の全国調査によると、全国市区町村での有料化実施自治体は 60%を超えており、近年においても着実に増加しております。（表 1、図 3 参照）

表 1 全国市区町村の有料化実施状況
（平成 29 年 4 月現在）

	総数	有料化 実施	有料化 実施率
市区	814	462	56.8%
町	744	519	69.8%
村	183	120	65.6%
市区町村	1741	1101	63.2%

図 3 全国市区の有料化実施率推移



出典：東洋大学 山谷修作教授調査資料

(2) 家庭ごみ減量化策の手法としての有料化の必要性

家庭ごみ減量化策として有料化を実施することは、家庭における費用負担の公平性の観点から有効であり、また、排出抑制やごみの減量へ関心を持ってもらうための効果的なツールであることから、市民の意識改革にも繋がるといえます。

環境的な側面では、ごみの減量化に伴い、環境や処理施設への負担も低減が図られ、財政的側面では、処理費用や施設、車両等の維持費の軽減が期待できます。

国においても、平成17年5月に「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正し、「一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが市町村の役割」とであると明言されました。

本市においても、さらなるごみの減量化を図るため、持続的な減量効果が見込まれる有料化の導入は、減量化策の有効な手法の一つであると考えます。

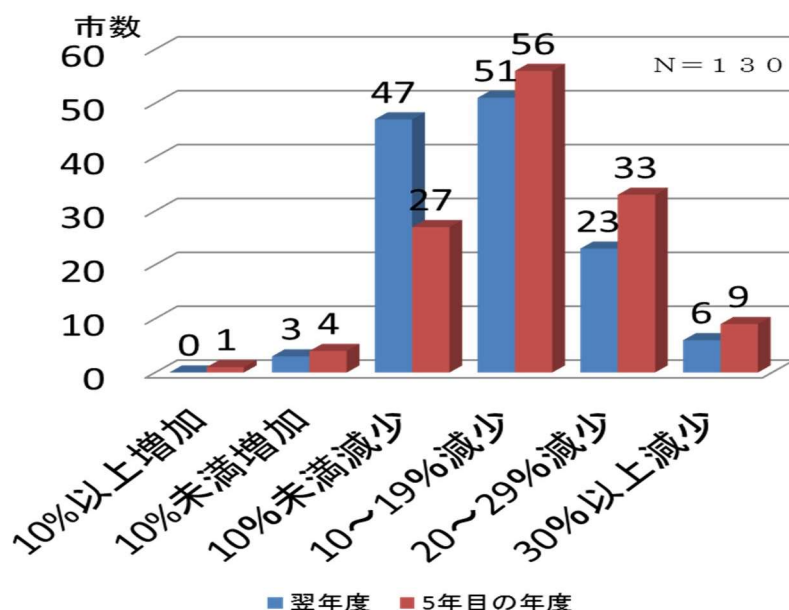


図4 有料化導入後の家庭ごみ排出量の減量効果

出典：東洋大学 山谷修作教授調査資料

(3) 有料化実施団体のごみ減量効果

大和市、藤沢市、鎌倉市、逗子市などが実施した「家庭ごみの有料化」は、ごみの減量に有効な手法であることが実証されており、海老名市においても必要であると判断されます。神奈川県内及び多摩地域の実施団体では表2、表3のと通りの減量効果が得られています。

表2 他市の減量効果（燃やせるごみ）

燃やせるごみ	鎌倉市	逗子市	大和市	藤沢市	西東京市
導入年月日	H27年4月	H27年10月	H18年7月	H19年4月	H20年1月
導入前	24,191t	14,115t	46,946t	100,970t	29,489t
導入後	20,092t	10,337t (H28速報値)	33,940t	88,072t	24,598t
増減比較	-4,099t	-3,778t	-13,006t	-12,898t	-4,891t
増減割合	-16.9%	-26.8%	-27.7%	-12.8%	-16.6%

表3 他市の減量効果（燃やせないごみ）

燃やせないごみ	鎌倉市	逗子市	大和市	藤沢市	西東京市
導入年月日	H27年4月	H27年10月	H18年7月	H19年4月	H20年1月
導入前	1,712t	540t	4,384t	10,959t	6,189t
導入後	925t	206t (H28速報値)	2,511t	6,792t	2,625t
増減比較	-727t	-334t	-1,873t	-4,167t	-3,564t
増減割合	-46.0%	-61.8%	-42.7%	-38.0%	-57.6%

※有料化の実施に伴い、分別品目の見直しを行っているため、減量の要因が全て有料化によるものとは言えない。

（４）有料化の分別促進・排出抑制効果

海老名市が実施した可燃ごみの組成分析では、資源化可能な紙類が16%、プラスチック類は13%混入しており、分別を徹底するだけで29%のごみを減量化できます。

「家庭ごみ有料化」は、こうした混入不適物を市民自らが分別・資源化することを促す手法です。

さらにこの手法は、市民のごみに対する関心と意識を高める効果も併せ持つ手法でもあります。現在の1人1日当りの排出量は表4のとおりとなっています。

表4 1人1日あたりのごみ排出量の比較

平成27年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	家庭ごみ
海老名市	425.0g	12.0g	7.7g	213.9g	658.6g
大和市	402.0g	27.0g	13.0g	172.0g	614.0g
西東京市	320.5g	47.5g	1.8g	191.5g	561.3g

※西東京市の資源物量は行政回収量のみであり、集団回収量（45.7g）は含まれていない。

4 家庭ごみ有料化の仕組み

(1) 有料化の対象

有料化の目的の一つは、市民の分別に対する意識化を図ることで、再生利用が可能な資源ごみの分別を促すことであり、対象品目を検討する際には、資源ごみを排出する際に要する手数料を無料若しくは安価にする一方、「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の排出に要する手数料を高くすることが望ましいとされています。

ごみの減量化・資源化が喫緊の課題である本市の現状を踏まえると、最大の減量効果が得られるよう「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」を有料化対象品目とし、資源ごみを無料品目とすることが望ましいと考えます。

(2) 減免対象の範囲

有料化の実施にあたっては、低所得者や社会的弱者に過度な負担とならないよう、経済的負担の軽減を考慮することが望ましいと考えます。

したがって、手数料の減免措置の検討に当たっては、従来の福祉施策との整合性や公平性を総合的に判断したうえで関係する所管との調整のうえ検討する必要があります。

減免対象者については、一方で、公平負担の原則の観点から、指定袋配布枚数に上限を設け、減免対象者にもごみの減量を促す必要があります。

また、手数料を賦課することが適当でない(政策的)品目については減免対象とすることが一般的です。

減免対象品目については、他の政策の妨げや矛盾となる品目や有料化の対象とすることが適当でない品目に関しては、従来どおり透明又は半透明の袋に入れて排出することが望ましいと考えます。

このようなことから、減免対象者及び対象品目については、関係所管課と調整のうえ、他市並みの減免措置を検討する必要があります。

(3) 手数料の料金体系

ごみ処理手数料の料金体系としては、全国の有料化実施自治体の約96%が採用している、ごみの排出量に比例してごみ処理手数料が増加する「単純従量制」の採用が望ましいと考えます。

(4) 手数料徴収方法

手数料の徴収方法は、ごみの排出量を把握することが容易であり、全国的にも一般的となっている「指定ごみ袋」の販売による徴収が望ましいと考えます。

(5) 手数料の設定

手数料を設定する際は、ごみの排出抑制と減量効果が期待できる料金水準（図5参照）、周辺市町村の料金水準、市民の受容性等を考慮する必要があります。神奈川県下では1.6円/ℓ～2.0円/ℓの料金水準となっており、本市においても他市をベースとした手数料水準が望ましいと考えます。

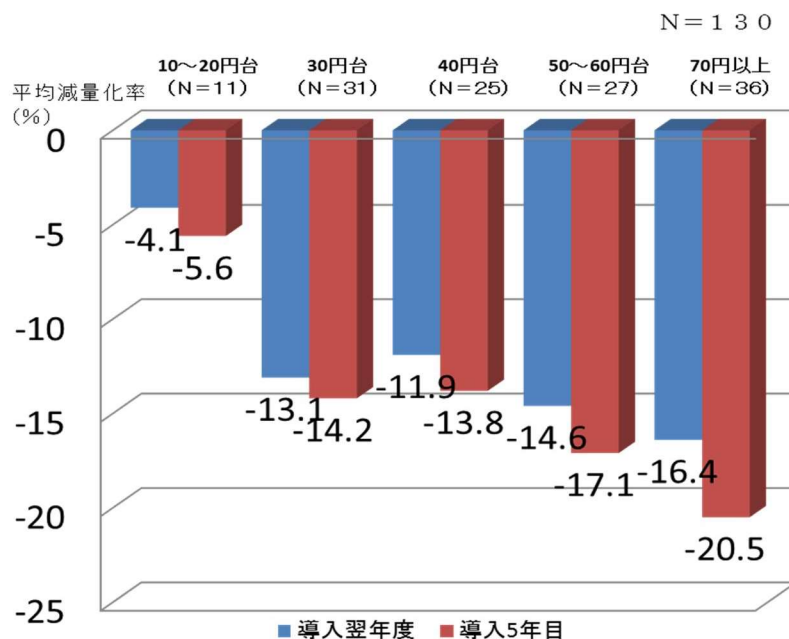


図5 手数料水準と家庭ごみ排出量の減量効果（単純従量制 130 市）

横軸は大袋1枚（40ℓ～45ℓ）の価格、Nは実施自治体数

出典：東洋大学 山谷修作教授調査資料

(6) 指定ごみ袋の種類と販売方法

有料指定ごみ袋を採用するに当たっては、排出及び収集の際に容易に確認できるようごみ袋の色や表示、利用しやすい形状であることが必要です。

また、24時間いつでもごみ出しができる大規模共同住宅対策として、瞬時にごみ・資源品目を判別できるよう、ごみ袋の色を品目毎に分けている自治体もあることから、有料化する品目毎に袋の色を別にするか統一させるかについて製造コストや販売方法等を考慮しながら検討する必要があります。

さらには、各世帯がごみの排出量に応じた大きさのごみ袋を選択できるように、複数のサイズの指定ごみ袋を作製することが適当であり、排出抑制効果を得るためには、より容量の小さいごみ袋に移行していくような動機づけが望ましいとされております。

販売方法については、有料化実施自治体を参考にすると、商工会議所や民間業者

を介する手法が一般的であり、市民の日常生活において購入しやすい販売方法であることや、欠品が生じない販売ルートの確立が求められます。

(7) 手数料収入の使途

手数料収入の運用については、適切な使途を定めて透明化するとともに、ごみ処理経費の現状や内訳、ごみ減量の進捗状況等の情報と併せ、広報やごみ情報誌を全世帯に配布し、市民に情報提供することにより、有料化制度の理解や排出抑制の意識を高めていくことが求められます。

また、手数料収入は特定財源として、ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進、周知啓発等の清掃関係事業に運用することが望ましいと考えます。

5 家庭ごみ減量化・資源化のための併用策

家庭ごみの減量化、資源化の拡大を図っていくためには、家庭ごみ有料化の導入に併せて、市民のごみの減量化、資源化の取り組みを促進する併用施策を実施するとともに、行政サービスの向上を図っていく必要があると考えます。

(1) ごみ減量効果を高める戸別収集の検討

得られる効果	懸念・検討事項
・排出者責任の明確化 ・排出抑制効果 ・高齢者等の負担軽減 ・事業系一般廃棄物等の不法投棄の減少 ・ごみ集積所の諸課題の解決 ・まちの美観の保持	・収集コストについて ・収集体制について ・集合住宅対策について ・プライバシーの問題 ・雇用機会の創出

戸別収集を有料化と併用で実施することで、ごみの分別と減量化を高める相乗効果が期待できます。

戸別収集は、戸建住宅と共同住宅、事業者の排出場所を分離することによって「排出者が明確」になり、指定袋以外で排出する不適正排出者、混入不適物排出者、不法

投棄等の個別指導が可能となります。

また、燃やせるごみを戸別収集することでまちの美観の保持やカラス対策、資源物の抜き取り防止にも有効であり、ごみ出しの負担軽減や高齢者の見守りサービスといった二次的効果も期待されます。

しかし、その反面では、集積所収集より収集時間の増加も考えられることから、収集体制の見直しや狭隘道路対策、集合住宅対策などの検討も必要です。

さらには、現状の収集体制では人員や車両等に不足が生じるため、収集業務の一部委託が必要となり、コスト面での検討も必要です。

(2) 剪定枝の資源化

現在、可燃ごみとして焼却処理している剪定枝については、緑化の推進と焼却量の減量目的から資源品目として資源化を図ることが望ましいと考えます。

(3) 雇用機会の創出

有料化、戸別収集という新たな取り組みを検討するうえで、他の施策に繋がる対策と成り得ないかとの考えから、高齢者や障がい者の雇用場として活用できないか、その可能性について検討する余地があると考えます。

6 新たな減量化策導入にあたっての留意事項

- ・ごみに関する情報をでき得る限り提供し、市民と情報共有する周知方法の検討
- ・ごみに特化した情報誌の定期的配布や若者や単身者への情報提供方法を検討
- ・カラス被害対策などその地域性や住民要望等に対する柔軟な対応を検討

最後に

家庭系ごみの減量については、時代に沿って様々な減量化策が講じられてきましたが、海老名市では人口の増加やまちづくりの進展等により、家庭から排出されるごみ量は、いまだ増加傾向にあり、特に家庭系ごみの減量化は喫緊の課題となっています。

このことから、今までのような行政主導のみの減量化策には限界があると考えます。

今後、さらなる家庭系ごみの減量化を図るには、市民もより一層、分別の意識を高めることが重要となり、全国的にも減量効果とその持続性について、既に実証されている家庭ごみの有料化の導入は、有効な手法であると考えます。

しかしながら、家庭系ごみの有料化導入にあたっては、市民がごみ排出時に一定の負担をすることでもあり、行政による説明、周知、啓発の徹底を要望します。

次世代へ課題を先送りすることがないように、将来を見据えた対策となるよう期待します。

緑化推進施策の見直しについて

現在、海老名市で緑化推進施策の一環として実施している「生垣設置奨励事業」について、社会情勢や補助申請状況を踏まえて検討した結果、本事業の実施を今年度までとした上で、これに代わる新たな施策の実施に向けた検討を進めたいと考えているものです。

1 生垣設置奨励事業の見直しについて

生垣設置奨励事業は、緑の街づくり推進に資すること等により市民の良好な生活環境に寄与することを目的に、昭和 57 年度から奨励事業を開始しました。

しかしながら、昨今の戸建住宅の敷地面積については、100 m²前後と狭小化しており、新たな生垣設置が困難な住宅状況となっています。このため、平成 25 年度に生垣 1 mあたりの補助額を 5,000 円から 7,000 円に引き上げる措置を講じたものの、依然として補助申請件数は低調な推移を続けていることから、本事業の実施を今年度までとし、より有効な施策に転換していきたいと考えています。

＜生垣設置奨励過年度実績＞

年度	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29(※1)
件数 (件)	4	4	3	3	1	3
延長 (m)	40	35	21	26	20	32
金額 (千円) (※2)	200	175	147	182	140	224

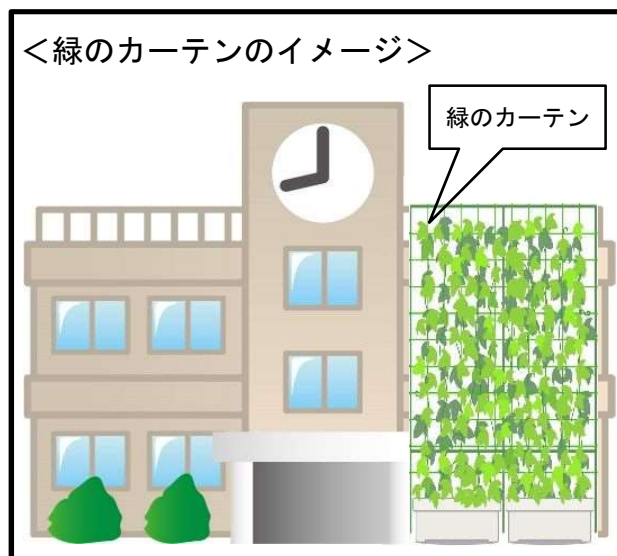
(※1) 平成 29 年 8 月末現在

(※2) 平成 25 年度まで : 5,000 円/1m 平成 26 年度以降 : 7,000 円/1m

2 新たな緑化推進施策の検討について

生垣設置奨励事業に代わる新たな緑化推進施策として、「緑のカーテン」(壁面等に沿って、単年性ツル性植物(ゴーヤ、アサガオなど)で作るカーテンを設置するもの)を普及推進するための施策を検討しています。そのための第一歩として、まずは学校等の公共施設への設置の普及推進を目指して、事業実施に要するコストや実施による普及推進及び環境への効果を見定めながら、次年度以降の実施に向けて検討を進めてまいります。

＜緑のカーテンのイメージ＞



海老名環境マネジメントシステム専門部会 構成員について

海老名環境マネジメントシステム専門部会（以下、「EMS 専門部会」という。）の設置と構成員人数等について、第 2 回環境審議会において了承を得ました。

構成員については、事務局に検討を任されていたところですが、この度、海老名市役所の ISO14001 認証取得の支援に携わった経験を有する後藤昇雄氏を特別委員に加えた以下の 3 名を事務局案として提案し、会長より指名をいただきました。（海老名市環境審議会条例第 9 条第 2 項に基づく。）

つきましては、EMS 専門部会の構成員を以下のとおり報告します。

1 EMS 専門部会 構成員

構成員	氏 名	環境審議会における 位置づけ	備 考
部会長	おおはし なりたろう 大橋 成太郎	環境審議会委員 (環境に知見のある方)	※前回の審議会において了承済み
委員	いとう いくお 伊藤 征生	環境審議会委員 (市民公募)	※前回の審議会において了承済み
委員	ごとう のりお 後藤 昇雄	特別委員	・ISO14001 等、環境に知見のある方

2 参考（EMS 専門部会 今後の予定）

時 期	内 容
10 月	第 1 回 EMS 専門部会（外部環境評価の具体的な方法を協議） ※協議状況によっては、2 回目の部会を開催する可能性あり
平成 30 年	
5 月	平成 30 年度第 1 回 EMS 専門部会
6 月	第 2 回 EMS 専門部会（外部環境評価を実施）
7 月	外部環境評価の結果を、環境審議会にて報告